

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年12月6日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、対象範囲が竹原市道「峠郷線」で、車両制限令第5条（幅の制限）並びに第9条（路肩通行の制限）の適用について、竹原支局あるいは広島県の行政機関（公安委員会を含む。）内において検討された内容やその記録（道路管理者への照会記録などを含む。）（以下「本件対象文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年12月22日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年1月5日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張趣旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成15年12月22日付け東広建竹第250号による行政文書不存在通知書は、竹原支局が、車両制限令第5条（幅の制限）並びに第9条（路肩通行の制限）の適用を部内で全く検討した記録がないとの不存在通知を行ったものであり、常識では全く考えられない処分であることから、当該文書を隠匿している疑義がある。
- (2) 常識的には存在すると考えられている文書を隠匿している疑義があることから、開示請求書に記載した文書の全てを速やかに開示するよう要求する。
- (3) 広島県は、道路管理者ではないから、開示請求の対象となる「検討記録」は存在しないと開き直る一方で、人命危険な「自動車交通不能」の車両制限令第5条（幅の制限）並びに第9条（路肩通行の制限）に違反する自動車の通行を強要し

たものである。開示すべき行政文書がないということは、担当部署の職員が絶大な裁量権を濫用した上で、道路管理者でもない広島県が法令違反の自動車通行を強要するという越権行為を行ったものと判断する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件異議申立ては、背景である異議申立人に対する砂防設備占用不許可処分の通知に付加された補足説明事項に関するものであり、この補足説明の内容とは、異議申立人による砂防指定地内制限行為・砂防設備占用許可申請箇所への接続経路としての市道「峠郷線」の道路形状に係るものである。

当該市道の管理者（竹原市）による自動車交通不能の基準は、車道幅員が2m以下または通り抜け不可の場合とされている。峠郷線に関しては、上記踏切の前後約20mの区間で道路幅員1.4m・路肩1m（踏切部分の幅員は1.4m）であり、通り抜けできないことから自動車交通不能とされているものである。

しかしながら、峠郷線の起点から自動車交通不能の地点までの区間は道路幅員が2.4mであることから、一般的に自動車による通行が可能であると判断し、別途の経路を策出しなくとも、自動車による峠郷線を利用した申請箇所への到達は可能であるとの判断を、補足説明として言及したものである。

この判断の背景には、竹原市内の市街地域外の家屋が集まって形成されている集落内における、狭小ないわゆる生活道路においては、道路法第47条第2項及び車両制限令の規定に関わらず、路肩部分を含め道路幅員を一杯に使って自動車を通行させることは、一般的に行われている。このことに対して、特に必要がある場合を除いて、道路管理者が通行禁止や通行制限等の措置を行っていない実態がある。

したがって、峠郷線についても、生活道路として目的地への出入り等のため道路幅員より車幅の小さい普通車程度を通行させることは可能であると判断したものである。とはいえ、当該道路の管理者が竹原市であることから、異議申立人の主張する「検討」について、本県道路管理者は関与しないものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、竹原市道『峠郷線』に係る車両制限令第5条（幅の制限）並びに同令第9条（路肩通行の制限）の適用について、実施機関あるいは県の行政機関（公安委員会を含む）内において検討された内容やその記録（道路管理者への照会記録などを含む）であり、実施機関は、作成又は取得していないため、不存在としたものである。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、理由説明書において、「当該道路の管理者が竹原市であることから、異議申立人の主張する『検討』について、本県道路管理者は関与しないものである。したがって、異議申立人が求める内容が記載された文書は存在しない。」と主張している。

県が管理していない道路について、実施機関が行政文書を作成・取得していないとしても特段不合理な点はなく、異議申立人が請求する行政文書を作成又は取得していないため不存在とした実施機関の主張は、特段不自然ではないことが認められる。

以上のことから、本件対象文書を作成又は取得していないとして不開示（不存在）とした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 24	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 6. 16	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
18. 6. 27	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 8. 29	・ 異議申立人から意見書を収受した。
18. 9. 1	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
23. 5.26 (平成23年度第2回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 6.16 (平成23年度第3回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 7.28 (平成23年度第4回)	・ 諮問の審議を行った。
23. 8.29 (平成23年度第5回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授